

令和7年度社会福祉法人・施設一般検査実施計画

令和7年5月1日決定

1 趣 旨

社会福祉法第56条第1項及び第70条並びに関係法令に基づく社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「法人・施設」という。）に対する指導検査の実施に当たり、「社会福祉法人・施設指導検査実施要綱」の第2の3の規定に基づき、令和7年度社会福祉法人・施設一般検査実施計画を策定する。

2 指導検査の方針

社会福祉法人は、他の事業主体では対応が困難な多様な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人として、様々な福祉サービスの提供や地域共生社会の実現に向けた取組が求められている。また、社会福祉施設の運営においては、サービス利用者に対する一層の質の向上や施設の防災・防犯・感染症対策等による利用者の安全確保などが期待されている。

このため、令和7年度においても、引き続き社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、サービス利用者の利益を保護し、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営を確保するため、以下の観点から指導検査を実施する。

- 法人については、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性が徹底されているか。
- 施設については、施設の設備及び運営に関する基準等を遵守した上で、利用者本位のサービスの提供や、感染症対策、児童の安全確保等、適正な施設運営が確保されているか。

3 対象とする法人・施設

（1）検査対象法人

- ① 茨城県が所轄する社会福祉法人 163法人
- ② 令和7年度検査実施予定法人 77法人
 - ア 令和5年度及び6年度に一般検査を実施しなかった法人（一部の法人を除く。）
 - イ 令和6年度に一般検査を実施した法人で、継続的な指導又は確認の必要があると認められる法人
 - ウ 令和6年度に設立又は所轄庁変更のあった法人

（2）検査対象施設

- ① 令和7年3月31日までに開設又は移行した第1種社会福祉事業の施設（救護施設、女性自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び障害者支援施設に限る。）及び第2種社会福祉事業の施設（保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、幼保連携型認定こども園及び母子・父子福祉施設に限る。） 813施設
- ② 令和7年度検査実施予定施設 591施設
 - ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - イ 令和5年度及び6年度に一般検査を実施しなかった施設
 - ウ 令和6年度に一般検査を実施した施設で、継続的な指導又は確認の必要があると認められる施設
 - エ 令和6年度に開設等により新たに検査対象となった施設

4 重点検査項目

国の指導方針及び前年度の検査結果等を踏まえ、下記のとおり重点検査項目を設定し、効果的に検査を実施する。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

理事会、評議員会及び監事の権限・機能の発揮を確認

(2) 事業運営の透明性の向上

法令等により公表が義務づけられている書類の確認

(3) 財務規律の強化

適正な契約及び内部牽制体制等の構築を確認

(4) 適切な施設運営の確立

諸規程の整備による労務管理及び施設の安全を確保するための取組を確認

(5) 利用者処遇の向上

利用者の人権尊重に関する施設内研修及び虐待防止に向けた取組等を確認

(6) 感染症対策

感染症の予防やまん延防止のための措置及び発生時の対応を確認

(7) 児童の安全確保

安全計画の策定や児童の所在を確認するための取組を確認

5 実施の時期

令和7年7月から令和8年1月まで

6 実施方法

(1) 実施体制等

- ① 実地検査の検査体制は、職員2名以上の検査員により検査班を編成する。
- ② 実地検査は、原則として1日で実施する。ただし、一部の法人及び通所施設のみの検査は半日で実施する。
- ③ 複数施設を経営する法人の施設検査は、原則として同一日に実施する。
- ④ 児童福祉施設の一部は、書面検査により実施する。

(2) 指導方針等

- ① 指導検査は、4の「重点検査項目」等に基づき自主点検調書の「点検（検査）事項」に沿って行い、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じて指導、助言を行う。
- ② 指摘を行う際は、法令又は通知等の根拠を明確にする。
- ③ 前年度に続き実地検査を実施する場合は、指摘事項の早期改善を図るために必要な指導を行う。

(3) 市との連携

- 県及び市は、法人・施設の指導検査等について、連絡会議を開催するなどにより適切かつ効率的な実施を図り、指導検査の実効性の向上に努めるものとする。